

診療所開設許可事項中一部変更届出書の記載要領

事 案	厚生労働省令で定める開設許可事項を変更した場合		
根拠法令	医療法施行令第4条第1項、同法施行規則第1条の14第4項		
提出期限	変更後10日以内	様 式	9
提出窓口	各区保健福祉センター		
添付書類	(1) 定款、寄附行為又は条例の変更の場合：新旧の定款、寄附行為又は条例（法人代表者により原本照合のこと） ※ 医療法人の場合、①開設者の住所・氏名の変更、②診療所の名称を変更する場合は、定款又は寄附行為の変更の手続きが必要。 (2) 病床数減による病室定員：新旧の病床配置図 ※ 建物平面図が変更となる時（例：病床が0床となり、室の用途を病床から倉庫等に変更するとき）は、診療所開設許可事項中一部変更許可申請書（様式8）を事前に提出し許可を受けること。 (3) 麻酔科標榜許可証の写し（麻酔科を標榜する場合：原本照合必要）		
提出部数	2 部		
手数料	なし		

様式の記載要領及び留意事項	
「開設者」欄	<ul style="list-style-type: none"> ■ 開設者住所には、法人の主たる事務所の所在地を記載する。 ■ 氏名には、法人の名称及び代表者の職名・氏名を記載する。
1. 開設者の住所・氏名 ※変更後のものを記入	<ul style="list-style-type: none"> ■ 開設者の住所には、法人の主たる事務所の所在地を記載する。 ■ 氏名には、法人の名称及び代表者の職名・氏名を記載する。 ■ 電話番号は、開設者の電話番号を記載する。
2. 診療所の名称 ※変更後のものを記入	<ul style="list-style-type: none"> ■ 診療所開設許可書の名称（変更があった場合には届け出た名称）を記載する。
3. 開設の場所 ※変更後のものを記入	<ul style="list-style-type: none"> ■ 診療所開設許可書の開設場所（変更があった場合には届け出た開設場所）を記載する。 ■ 電話番号等は、開設した診療所の電話番号等を記載する。
4. 診療科目 ※変更後のものを記入	<ul style="list-style-type: none"> ■ 診療所開設許可書の診療科目（変更があった場合には届け出た診療科目）を記載する。
5. 変更事項	<ul style="list-style-type: none"> ■ 該当する変更事項欄の□にレを記載する。
6. 変更理由	<ul style="list-style-type: none"> ■ 変更理由を詳細に記載する。
7. 変更年月日	<ul style="list-style-type: none"> ■ 変更した日を記載する。
新旧対照表	
①開設者の住所・氏名	<ul style="list-style-type: none"> ■ 変更後の定款、寄附行為又は条例に記載された住所・氏名を記載する。 ■ 法人代表者の職・氏名の変更については、届け出義務はないが届け出る場合は「診療所開設届出事項中一部変更届出書（様式10）」を使用する。

診療所開設許可事項中一部変更届出書の記載要領

様式の記載要領及び留意事項	
②診療所の名称	<ul style="list-style-type: none"> ■ 医療法に違反する名称でないこと。 ■ 原則として、開設者の法人名を冠し、次の範囲内の名称であること。 (a)診療所、(b)クリニック、(c)医院、(d)診療科目 ■ 原則として、地名を使用しないこと。 ■ その他、医療広告ガイドラインに反したり、患者の誘引を図り、虚偽誇大な宣伝となるような名称や一般的に普及していない言葉、意味が不明瞭な外国語・合成語は認められない。
③診療科目	<ul style="list-style-type: none"> ■ 医療法第6条の6、施行令第3条の2に規定されている診療科名を記載する。 (参考)「広告可能な診療科名の改正について」 (H20. 3. 31 医政発第0331042号厚生労働省医政局長通知) ■ 麻酔科を標榜する場合は、麻酔科標榜許可証の写しを添付する。(原本照合必要)
④病床数	<ul style="list-style-type: none"> ■ 用途変更により病室から他施設へ変更した場合についてもその病床増減を記載する。 (病室名) ■ それぞれの病室名を記載する。また平面図と同一の室名を記載し、様式と一致させる。 (病床数) ■ 1病室あたりの病床数を記載する。 (床面積) ■ 建築基準法による床面積(壁芯)を記載する。 (内法床面積) ■ 内法による測定で、患者1人を入院させるものにあつては、6.3㎡以上、患者2人以上を入院させるものにあつては患者1人につき、4.3㎡以上とすること。(療養病床にあつては、患者1人につき6.4㎡以上とすること) ■ 有効内法床面積の算定にあつては、備付けの整理ダンス、洋服ダンス、浴室、物置、洗面所等、容易に移動できないものについては、病室の床面積から除外する。 (1人あたりの有効床面積) ■ 患者1人あたりの有効床面積(内法)を記載する。 (採光面積) ■ 建築基準法によって、病室の床面積の7分の1以上が必要。 (開放面積) ■ 建築基準法によって、病室の床面積の20分の1以上が必要。ただし、建築基準法に定める技術的基準にしたがって換気設備を設けている場合はこの限りではない。

診療所開設許可事項中一部変更届出書の記載要領

添付書類の留意事項	
建物平面図	<ul style="list-style-type: none"> ■ 診療所部分が明確に分かるよう、赤線で囲む。 ■ 寸法、面積及び各室名を記載する。 ■ 洗面台等の固定物は実線記載する。非固定物は点線で記載する。カーテンレール・ベッドは1床当たりの面積やプライバシーの確保状況を確認する参考として点線で記載する。(ただし、カーテンレール・ベッドの配置を変える場合でも、一部変更許可は不要) ■ 診療所面積を記載する。 ■ 診療所が2階以上にわたる場合、各階の平面図を添付する。 ■ 床面積は、建築基準法による床面積を記載する。
⑤定款、寄附行為、条例等	<ul style="list-style-type: none"> ■ 表紙または最終ページに法人代表者の原本証明が必要。 (例) この定款は原本と相違ありません。 令和〇年〇月〇日 医療法人〇〇会 理事長〇〇
⑥その他	<ul style="list-style-type: none"> ■ 上記以外の変更事項を届け出る場合